

一般財団法人調布市市民サービス公社

令和3年度第1回臨時評議員会議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案書 別添のとおり

議案第1号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について
理事今井隆司が令和3年3月31日付で退任したことから、後任の理事として次の者を選任すること。

理事 小柳 栄（就任）

任期 令和4年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

議案第2号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について

理事八田主税が令和3年3月31日付で退任したことから、後任の理事として次の者を選任すること。

理事 田波 利明（就任）

任期 令和4年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

議案第3号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について

理事小林達哉が令和3年3月31日付で退任したことから、後任の理事として次の者を選任すること。

理事 八角 千里（就任）

任期 令和4年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 島田 尚

1. 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和3年4月1日（木）

1. 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 島田 尚

1. 評議員総数5名

令和3年4月1日、理事長島田尚が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和3年4月1日までに評議員の全員から文書により同意する旨の意思表示を得たので、定款第19条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

一般財団法人調布市市民サービス公社

令和3年度定時評議員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月11日（火）午後1時30分

1. 場所 調布市役所5階 特別会議室

1. 評議員総数 5名

1. 出席評議員数 4名

出席評議員 伊藤 栄敏（議長）

出席評議員 老川 多加子

出席評議員 岩淵 祐二

出席評議員 菅野 秀樹

欠席評議員 相田 英俊（業務のため）

出席理事長 島田 尚（議事録作成者）

出席監事 内山 治彦

1. 議事の経過の要領及び結果

定刻に至り事務局より開会の宣言があり、定款第16条に基づき議長となった評議員伊藤栄敏は、挨拶の後、本日の評議員会は、定款第17条に定める定足数を満たしたので有効に成立する旨を告げ、定款第21条第2項に基づく議事録署名人として老川評議員と岩淵評議員を選任し、議案の審議に入った。

(1) 【決議事項】

議案第4号 令和2年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業報告及び

決算について

理事長から次のとおり説明を行った。

令和2年度も中期経営計画に位置付けた取組に加え、事業計画に基づき各種受託事業に適切に対応しました。お手元の令和2年度決算報告書をお願いいたします。

1ページの「概要」のとおり、経営の透明性向上や法人の認知度向上に努めるとともに、中期経営計画に位置付けた取組の推進に当たっては、事務局・理事会・評議員会で情報を共有させていただきました。その中で20の受託事業を効果的・効率的に実施し、市民雇用の促進や障がい者団体に加え、市内事業者と連携するとともに、サービスの向上や利用者の安全に資する取組に努めました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、就労体験の受入中止や利用者満足度調査を取りやめました。

なお、1ページ下段から4ページの「基本方針に関する取組」は、「中期経営計画」と連動した取組となっております。2ページの(1)受託事業におけるサービスの向上・充実、効率化の推進では、第一に、施設等での新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めました。その中で自転車等駐車対策事業では、事業を実施している複数チームの統合を行い、業務の効率化に取り組みました。また、新たな取組としてQC委員会を活用して受託事業の取組や進捗等の検証を開始しました。3ページの地域貢献の推進では、最も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたところで、例年受け入れている中学生、若者、障がい者の就労体験は全て中止となりました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大

防止の観点から、基本的感染症対策を職員全員で励行するとともに、事務局の機能不全を回避するためのBCPの取組として、4月からテレワーク勤務の試行導入をおこない、1月からは、東京都の助成金を活用し、テレワーク勤務時におけるリモートPCの利用可能な環境整備を構築しました。4ページの組織の活性化では、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、地域や団体との連携については、関係づくりが計画通りに進められませんでした。なお、職員の研修等に関しては、オンライン講座なども活用し、スキルアップ醸成に取り組みました。

次に、事業実績の総括としまして、4ページから5ページをご覧ください。12の市民サービス事業の予算執行率は、90.4%（前年度96.2%）、8の管理運営事業の予算執行率は、87.5%（前年度97.9%）でありました。特に、管理運営事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の休館や時間短縮の影響が数字上も顕著に現れております。

6ページからは、20の事業について、取扱件数や使用料等について、3年間の推移を記載しています。使用料などは公社が利用者から預かり、取りまとめて市へ納付しているもので、公社の事業運営財源となる補助金や委託料とは明確に区分・管理しております（会計処理や受入口座）。15ページからの自転車等駐車場事業をお願いします。15、16ページの自転車等駐車場につきましては、市が進めてきた利用者の一元管理と施設管理の効率化を目的とした有人管理の自転車等駐車場から機械式管理の自転車等駐車場への置き換えが完了しました。結果、機械式自転車等駐車場は、一覧のとおり33箇所となり

ました。

また、20ページの体育施設事業においては、例年3万人前後の利用がある夏季の市民プール開催が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全面中止となりました、但し、令和3年度の開催を踏まえ、清掃や設備点検・メンテナンス等は例年通り実施しました。令和3年度開催に向けては事業所管課と連携を図り進めてまいります。その他の事業については、資料に代えさせていただきます。

最後に、財務諸表の中から32ページ及び33ページの事業全体の収支計算書を説明いたします。決算額欄を御覧ください。収入は32ページ35行目の事業活動収入計であり、決算額は、6億9千890万897円となりました。一方、支出は33ページ28行目事業活動支出計決算額6億8千131万3487円、37行目の投資活動支出計決算額90万4414円、43行目の財務活動支出計決算額1千668万2996円を合計した収入と同額の決算額6億9千890万897円となりました。このことから47行目の当期収支差額決算額は0円となりました。なお、市返還金は、7千870万7803円となり、内訳は30ページの財産目録下段の流動負債欄を参照ください。また、補助金を含めた事業別予算執行実績及び戻入・精算額を本日配布しておりますので、こちらも参照ください。説明は以上となります。

続いて、監事から令和3年4月22日に行われた監査について次のとおり報告を行った。

60ページをお願いいたします。私は、一般財団法人調布市市民サービス公社定款第25条及び関連法令に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度における業務監査及び会計監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

(1)業務監査について、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を確認した。

(2)会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、財務諸表などの適正性を確認した。

2 監査意見

(1)事業報告は妥当であり貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。

(2)理事の職務の執行に関する不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。報告は以上となります。

[結果]

議案第4号 令和2年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業報告及び決算について、原案のとおり出席評議員全員一致で可決した。

[質疑等の要旨]

評議員 コロナ禍におけるこれまでの職員の雇用状況と今後の見通しを教

えて欲しい。また、コロナ禍において働くことに不安を持つ職員に対してどのような対応を行ったか。

理事長

コロナ禍においては、変則的な勤務シフトが続いた。現場で働く職員の状況を把握し、事務局側から機械的に勤務シフトを決めるのではなく、希望を聞きながら状況に応じた勤務シフトの編成を行った。職員に対する休業補償については、情報収集に努め、国の助成金を活用して行った。職員のメンタル面でのケアはとても大事であるので、事務局が個別に面談をしながら、なるべく職員の希望に沿ったかたちで業務を行ってもらった。中には持病等を持つ職員もいるので、本人が希望する場合には、長期のお休みをしていただいた。配置換え等の対応も行った。

事務局

行政側からの要請により施設の休業や時間短縮に対応した。その結果、施設で働く職員の勤務時間が減少した。施設の休業や時間短縮が公社の責任において行われた場合は、法に基づき休業手当が支払われることとなっている。公社の就業規則にも休業手当の支給規定があり、休業1日につき平均賃金の6割を支給することとなっている。緊急事態宣言に基づく行政側による要請は、公社にとって不可抗力であり、窓口業務に従事する職員をテレワーク等で働かせることができない点も踏まえて、休業手当の支給義務はないものと判断した。予算の適正執行の観点から、支給に係る明確な理由がなければ、支給は難しいと判断せざるを得なかった。

その代わりに、国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度の活用を考えた。この申請を公社の方で一括して行った。給付金は、休業や時間短縮を強いられた職員に直接支給された。ちなみに、この給付金は、休業1日につき、平均賃金の8割を支給するもので、公社の規定する休業手当よりも算定方法が有利である。現在も緊急事態宣言が発令され、時間短縮等が行われているが、これについても同制度を活用し、公社で一括して申請を行う予定である。

職員のメンタル面の問題については、事業系の担当者が施設を巡回し、面談を行ってケアしている。コロナの影響で、仕事をやめた者はいない。

参考までにお伝えするが、公社職員約170名のうち1名だけ新型コロナウイルスに罹患した者がいた。その者は、すでに職場復帰している。

評議員

昨年度から増えた事業があると思うが、その内容を詳しく教えて欲しい。特に受動喫煙防止対策事業で編成されたチームについてお聞きしたい。

理事長

新規事業の一つは受動喫煙防止対策事業であり、もう一つは、児童通学見守り事業である。児童通学見守り事業の内容は、市が開設したドライブスルー方式のPCR検査場付近の横断歩道を通行する児童の安全を確保するものである。自動車の往来によって児童に危

険が生じないように、見守り員を配置し、交通事故防止のために尽力している。現在まで事故はなく、事業は順調に行われている。

事務局 受動喫煙防止対策事業については、会社のパトロール撤去統合隊と民間の警備会社と一緒にやっている。

児童通学見守り事業については、会社の職員10名程度を見守り員として配置した。

評議員 受動喫煙を防止するための取組過程の中でトラブルはなかったか。

事務局 特にトラブルはない。粘り強く啓発活動を行っていきたい。

都内では、受動喫煙防止対策として過料を科す自治体があるが、調布市はそこまでっていない。お願いベースの啓発活動を中心に行っているので大きなトラブルには発展していない。今後、調布市が過料を科して対策を講じることとなった場合は、トラブル発生が予想されるので、それに対する準備は必要である。

理事長 令和3年度は、新たな事業として、図書館における草刈り業務を受託した。

評議員 会社では、様々な事業を行っており、雇用に大きな貢献をしていると思うが、直接雇用やシルバー人材センターの会員等、1年でどのくらいの方が会社の仕事に従事しているのか。

事務局 会社における直接雇用の人数であるが、令和3年3月31日現在で合計171名の雇用を行っている。男性が97名、女性が74名となっている。この171名は、嘱託職員と臨時職員から構成され、

嘱託職員は、専門的知識や経験、技術を有する職員で、臨時職員は、補助的、定型的な業務に従事する職員で、主に施設の窓口等で働いている。正規職員については、7名である。

事務局

雇用創出という面では、シルバー人材センターや福祉作業所が大きい。シルバー人材センターについては、年間100人から200人の会員が公社の業務に従事していただいている。福祉作業所からも同程度の数の方に従事していただいている。合計で300人程度の方に従事していただいている。

法人の特徴として、公社では、法人の目的や中期経営計画に掲げるとおり、調布市民の雇用を推進している。171名中151名が調布市民であり、職住接近の概念を重視して職員を配置している。

評議員

市返還金が7,800万円程度となっているが、コロナ禍において、直接雇用職員やシルバー人材センターの会員等の仕事が減って予算の執行が進まなかったと考えられる。直接雇用職員には、先ほど説明があったとおり、国の休業支援金によって救済が受けられたとのことだが、シルバー人材センターの会員等に対して、公社から何らかの支援を行ったのか。

理事長

市民プールの営業中止が予算執行に大きな影響を与えた。

事務局

シルバー人材センターや福祉作業所に対して、コロナの影響によって被った損失の補填を行うことはしていない。

評議員

シルバー人材センターや福祉作業所が自ら対応すべきことである

ことを理解した。

評議員 パトロール隊と撤去隊を統合したとのことだが、この背景について教えて欲しい。

理事長 背景としては、市の交通対策が功を奏し、放置自転車が激減し、撤去作業が少なくなったことが挙げられる。撤去作業に従事していた職員には他の業務も担っていただくことで業務の効率化を図った。

(2) 【決議事項】

議案第 5 号 一般財団法人調布市市民サービス公社監事の選任について
理事長から次のとおり説明を行った。

令和 3 年 3 月 3 1 日付けで小林監事が退任したことから、その後任に今井 隆司（いまいりゅうじ）氏を監事として選任いたしたく御提案いたします。任期は令和 6 年 5 月開催予定の定時評議員会までとなります。候補者の詳細は、候補者名簿を参照願います。

[結 果]

議案第 5 号 一般財団法人調布市市民サービス公社監事の選任について、原案のとおり出席評議員全員一致で下記のとおり選任することに可決した。

監事 今井 隆司（新任）

任期 令和 6 年 5 月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

[質疑等の要旨]

なし。

(3) 【報告事項】

報告第 1 号 一般財団法人調布市市民サービス公社中期経営計画の進捗状況について

事務局から次のとおり説明を行った。

理事長からの令和 2 年度の決算報告でも触れさせていただきましたが、1 年間を通して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた取組が複数ありました。資料では、取組評価欄に横線が表示してある利用者満足度調査・接遇研修、各種就労体験、地域行事等への参加については、進めることはできませんでした。このように取組に制約を受ける中ではありましたが、公社からの提案により令和 2 年度途中や令和 3 年度から新たな事業を 2 件受託しました。他に受託事業に関する取組の検証におきましては、QC 委員会を活用して主要事業の年間業務をスケジュール化し重複業務の同期や集約化を図るなど効果的・効率的に事業を進めるべく取組を開始しました。除草業務、消耗品や備品の購入、各種研修や講習会などの情報共有と同時実施による効果と効率化が一例であります。

なお、2 年間で終了した時点であり指標状況についての評価段階ではありませんが、地域や団体との連携を除いては、到達点に向け進んでいると認識しております。ただし、就労体験などの受入れは公社でコントロールできるものではなく、令和 3 年度も市内の中学生の職場体験は中止との連絡がありましたことから難しい状況と認識しております。

[質疑等の要旨]

評議員 昨年度は、利用者満足度調査が実施できなかったということだが、

このような調査を1年空けてしまうと利用者に対する接遇サービス等の質が大きく低下してしまう傾向がある。今年度も調査ができなくなると事業活動に大きな不安を抱えることとなる。これについてどのように考えているか。

事務局

従来のように調査ができるようコロナウィルス感染症の終息を願うばかりであるが、コロナ禍においても調査ができるようにIT技術を使った調査を事務局で検討している最中である。今年度はサービス窓口が対象であるが、施設の利用者と違い、傾向としては年齢が高い方が多いため、そのような方たちにIT技術による調査がなじむかを心配する意見もあり、検討を要するところという認識である。最大限の感染防止対策を行いつつ、選択肢として従来型のやり方も含めて何とか調査を行いたいと思う。

評議員

今年度の調査に関しては、柔軟に取り組むべきだと思う。昨年度行えなかった管理運営事業の利用者満足度調査を今年度も行わないとなると、利用者のニーズの変化への対応が難しくなってしまう懸念がある。管理運営事業とサービス事業の調査を隔年でやっていくということを見直す時期なのではないかと考える。

(4) 【報告事項】

報告第2号 令和3年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業計画及び
一般会計収支予算について

事務局から次のとおり説明を行った。

本件は、令和3年3月29日開催の令和2年度第2回通常理事会で決議いただいております。

1 ページ目をお願いいたします。4年間の中期経営計画の折り返しとなる令和3年度の基本方針は、これまでの取組実績を踏まえた課題を整理しつつ、引き続き、公社の存在意義を高めていくことであります。取組の中心となる視点は「受託事業におけるサービス向上・充実、効率化の推進」、「地域貢献の推進」、「組織の活性化」の3点であり、経営計画の最終年度である令和4年度の目標である「高い信頼性・透明性を備え、市からの受託事業をとおして地域社会の発展に寄与する法人」の確立に向けて努力してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症に関しましては、基本的感染症対策を継続しつつ、市や関係団体と連携して対応してまいります。

2 ページから3 ページに基本方針に基づく令和3年度の具体的な取組内容を記載しております。まず(1)の受託事業におけるサービスの向上・充実、効率化の推進の視点では、引き続き受託事業における創意工夫や提案等に積極的に取り組むとともに効率化や適切な事務処理に努めます。これらの取組を進めつつ、事業所管課等と連携しながら新型コロナウイルス感染症対策に対応して参ります。(2)の地域貢献の推進の視点では、従来からの取組を継承・強化する内容であり、市民雇用や障がい者の就労支援などの公社の設立目的を踏まえた重要な取組を進めてまいります。(3)の組織の活性化の視点では、公社の認知度向上に向けて、ホームページの活用や地域で活動する多様な主体との連携、組織の要である職員のスキルアップ・意欲向上に加え、良好な職場環境の維持に努めます。

4 ページから 9 ページまでは 13 の市民サービス事業の実施方針となっています。予算額は、市との契約予定額であり、総額 8 千 8 5 7 万円余で、前年度と同規模となっています。9 ページの項番 13 に新たに図書館から受託した図書館分館等整備事業を計画しております。本事業は、公社の営繕チームを活用することで、効率的に進められると考えております。9 ページから 14 ページは 8 の管理運営事業で、予算額は 4 億 7 千 7 2 9 万円余で、昨年度から 3 千 6 0 9 万円余の減額となっています。こちらは戦略的に市と連携し、業務内容の変更・効率化等に取り組み、経費の縮減に努めたことによるものです。

最後に、これまでご説明した事業計画を実行するための収支予算書を説明致します。収入面では 1 ページ中段より少し下の 34 行目の「事業活動収入計」は、6 億 5 千 2 1 9 万円余で前年度と比較し 3 千 6 2 8 万円余、率にして 5.3% の減収となっています。その主な要因は、先ほどの説明のとおり主に管理運営事業での経費縮減によるものとなっております。連動する支出面では、37 行目の事業人件費支出や 51 行目の事業委託費を大幅に縮減したことがわかります。なお、予算書 2 ページの事務局運営経費等に充てられる 4 行目の管理費支出や 11 行目の管理事務費支出は、ほぼ同規模となっております。

[質疑等の要旨]

なし。

(5) 【報告事項】

報告第 3 号 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定の締結について

事務局から次のとおり説明を行った。

令和元年の台風19号を例にとるまでもなく、大規模な災害のリスクはあたりまえに存在しております。公社は、市の監理団体としての責務や多くの市民が日々利用している身近な施設を数多く市に代わり管理していること、施設で働く方の多くは市民であり、地域への貢献を目的にしている方が多数いることなどに加え、地域に貢献することは公社理念とも一致することから、積極的にこの分野で市へ協力すべきと考えています。ただし、災害現場で躊躇なく適切に対応するためには、様々な取り決めや事前準備が必要となります。その第1歩として、「基本協定」を市と締結することを、令和3年4月27日の令和3年度第1回通常理事会で決議いたしました。なお、既に監理団体ではゆうあい福祉公社が締結済みであり、他の監理団体も締結に向け準備を進めていると伺っております。

なお、「基本協定」締結後は各施設の所管部門と協議を進め、施設ごとに詳細な覚書を締結する予定としております。資料は、理事会において説明したこれまでの経緯等の報告書と現時点での協定書（案）となっております。

続いて、行政改革担当課長から本協定に関する調布市の考え方について、次のとおり説明を行った。

監理団体につきましては、市の重要なパートナーとして、事業活動を行っていただいております。その中で災害対応につきましては、令和元年の台風19号の経験から避難所の迅速な開設、避難者の受入れ等市に課題が出てきており、この点において施設の管理運営を行っていただいている監理団体とさらに連携を強化する必要があると考えています。本協定を締結する理由としては、現状

では、災害協力に関する根拠が明確になっていないこと、災害が発生した時の役割分担が明確になっていないこと、協力する団体職員の待遇が明確になっていないことが挙げられ、効果的な活動が見込めない状況となっていることから、災害時に市が必要とする活動を明確にし、監理団体に連携協力を求めていくために協定を締結するものであります。本協定は、災害時の対応への協力に関する基本的な部分を内容とし、個別具体的なことは、覚書で決めていく予定となっております。

[質疑等の要旨]

評議員 地域福祉センターは、二次避難所・福祉避難所として指定されている。福祉避難所に集まる方は、一般の避難所等での生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者である。特に障がい者の方については、パニック発作等の不安症状その他不適応反応が出たりすることがあるので、御家族や保護者の方が大変心配するところである。特殊な対応が必要となりそうな避難所を公社が運営することとなると、重要なのは役割分担である。公社はどのような役割を担い、また、公社の職員はどのような専門知識やノウハウを身につける必要があるのか。

事務局 現在、個別具体的なことを協働推進課、交通対策課と協議している。協働推進課からは、避難所開設の補助をお願いされている。避難者の受入れに関しては、市が中心となっていり、そのサポートを公社が行う。掃除用具や毛布等を用意することが中心で、特別な資

格やノウハウを必要としない。国領駅南口市営駐車場では、自動車
でしか避難できない要支援者を対象として、その自動車の受入れを
お願いされている。要支援者のサポートは、市が中心となってい、
公社は、自動車の管理を行うことが中心で、こちらも特別な資格や
ノウハウを必要としない。通常業務の範囲の中で受入れるものであ
る。役割に変化が生じた場合は、研修等を行う必要があると思う。

評議員 人によっては、車椅子等が必要になってくると思うが、そのよう
な物品はすべて市の方で用意するのか。

事務局 現在の話し合いの中では、公社がそこまですることにはなってい
ない。

避難所開設においては、特別なスキルは要求されていないが、災
害はいつ起こるかわからない中では、訓練が非常に重要であると考
えている。災害発生時のシミュレーションを市と公社、場合によっ
ては監理団体と一緒にやっていく必要があると考える。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後2時45分に閉会し
た。

一般財団法人調布市市民サービス公社

令和3年度第1回通常理事会議事録

1. 開催日時 令和3年4月27日（火）午後1時30分

1. 場所 調布市役所5階 特別会議室

1. 理事総数 6名

1. 出席理事数 5名

1. 出席理事（理事長）島田 尚（議事録作成者）

出席理事 北川 秀秋

出席理事 箕輪 久子

出席理事 小柳 栄

出席理事 八角 千里

出席監事 内山 治彦

欠席理事 田波 利明（公務のため）

1. 当日の配付資料

(1)令和2年度事業別予算執行実績及び戻入・精算額（参考資料）

(2)令和2年度一般財団法人調布市市民サービス公社補正予算

1. 議事の経過の要領及び結果

定刻に至り事務局より開会の宣言があり、定款第32条に基づき議長となった理事長島田尚は、挨拶の後、当初開催日を令和3年4月28日とする通知を発出したが、通知後、当初の開催日では、理事会の定足数を満たす出席が確保できな

い事態が発生したことから、開催日を本日令和3年4月27日に変更した旨を説明し、当理事会が、定款第31条第3項に基づき、口頭により、理事及び監事全員の同意があったことから招集手続きを経ることなく適法に開催されていることを確認した。

本日の理事会は、定款第33条に定める定足数を満たしたので有効に成立する旨を告げ、定款第37条第2項に基づく議事録署名人は理事長島田尚、監事内山治彦であることを確認し、議案の審議に入った。

(1) 【決議事項】

議案第1号 令和2年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業報告及び
決算について

事務局から次のとおり説明を行った。

令和2年度も中期経営計画に位置付けた取組に加え、事業計画に基づき各種受託事業に適切に対応しました。お手元の令和2年度決算報告書をお願いいたします。

1ページの「概要」のとおり、経営の透明性向上や法人の認知度向上に努めるとともに、中期経営計画に位置付けた取組の推進に当たっては、事務局・理事会・評議員会で情報を共有させていただきました。その中で20の受託事業を効果的・効率的に実施し、市民雇用の促進や障がい者団体に加え、市内事業者と連携するとともに、サービスの向上や利用者の安全に資する取組に努めました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、就労体験の受入中止や利用者満足度調査を取りやめました。

なお、1 ページ下段から4 ページの「基本方針に関する取組」は、「中期経営計画」と連動した取組となっております。2 ページの(1) 受託事業におけるサービスの向上・充実、効率化の推進では、第一に、施設等での新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めました。その中で自転車等駐車対策事業では、事業を実施している複数チームの統合を行い、業務の効率化に取り組みました。また、新たな取組としてQC委員会を活用して受託事業の取組や進捗等の検証を開始しました。3 ページの地域貢献の推進では、最も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたところで、例年受け入れている中学生、若者、障がい者の就労体験は全て中止となりました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、基本的感染症対策を職員全員で励行するとともに、事務局の機能不全を回避するためのBCPの取組として、4 月からテレワーク勤務の試行導入をおこない、1 月からは、東京都の助成金を活用し、テレワーク勤務時におけるリモートPCの利用可能な環境整備を構築しました。4 ページの組織の活性化では、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、地域や団体との連携については、関係づくりが計画通りに進められませんでした。なお、職員の研修等に関しては、オンライン講座なども活用し、スキルアップ醸成に取り組みました。

次に、事業実績の総括としまして、4 ページから5 ページをご覧ください。12の市民サービス事業の予算執行率は、90.4%（前年度96.2%）、8の管理運営事業の予算執行率は、87.5%（前年度97.9%）でありました。特に、管理運営事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、

施設の休館や時間短縮の影響が数字上も顕著に現れております。

6ページからは、20の事業について、取扱件数や使用料等について、3年間の推移を記載しています。使用料などは公社が利用者から預かり、取りまとめて市へ納付しているもので、公社の事業運営財源となる補助金や委託料とは明確に区分・管理しております（会計処理や受入口座）。15ページからの自転車等駐車場事業をお願いします。15、16ページの自転車等駐車場につきましては、市が進めてきた利用者の一元管理と施設管理の効率化を目的とした有人管理の自転車等駐車場から機械式管理の自転車等駐車場への置き換えが完了しました。結果、機械式自転車等駐車場は、一覧のとおり33箇所となりました。

また、20ページの体育施設事業においては、例年3万人前後の利用がある夏季の市民プール開催が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全面中止となりましたが、令和3年度の開催を踏まえ、清掃や設備点検・メンテナンス等は例年通り実施しました。令和3年度開催に向けては事業所管課と連携を図り進めてまいります。その他の事業については、資料に代えさせていただきます。

最後に、財務諸表の中から32ページ及び33ページの事業全体の収支計算書を説明いたします。決算額欄を御覧ください。収入は32ページ35行目の事業活動収入計であり、決算額は、6億9千890万897円となりました。一方、支出は33ページ28行目事業活動支出計決算額6億8千131万3487円、37行目の投資活動支出計決算額

90万4414円、43行目の財務活動支出計決算額1千668万2996円を合計した収入と同額の決算額6億9千890万897円となりました。このことから47行目の当期収支差額決算額は0円となりました。なお、市返還金は、7千870万7803円となり、内訳は30ページの財産目録下段の流動負債欄を参照ください。また、補助金を含めた事業別予算執行実績及び戻入・精算額を本日配布しておりますので、こちらも参照ください。説明は以上となります。

続いて、監事内山治彦から令和3年4月22日に行われた監査について次のとおり報告を行った。

60ページをお願いいたします。私は、一般財団法人調布市市民サービス公社定款第25条及び関連法令に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度における業務監査及び会計監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1)業務監査について、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を確認した。
- (2)会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、財務諸表などの適正性を確認した。

2 監査意見

- (1)事業報告は妥当であり貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定

款及び会計規程に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。

(2)理事の職務の執行に関する不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。報告は以上となります。

[結 果]

議案第1号 令和2年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業報告及び決算について、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

[質疑等の要旨]

理事 コロナの影響で働けなくなった人の賃金について、公社としてどのような対応を行ったのか。

事務局 施設管理運営事業では、休館や時間短縮等が行われ、勤務する人に影響があった。法に基づく休業手当の支給等も検討したが、当該規定の適用に疑義が生じる可能性があったことから、国の休業支援金制度の活用を考えた。この制度によって、700万円余の支援をいただき、要件に該当する職員に直接支給された。

理事 コロナ禍において、公社は、様々な施設の管理運営において、大変な御苦労があったと思う。コロナ禍において、現場対応が大変な中で適切な市民サービスを提供してくれて感謝している。令和3年度も引き続き、市と連携して取組をお願いしたい。

理事 コロナの影響で、利用者満足度調査が実施できなかったということであるが、人と接触しない方法での調査を検討するべきだと思う。

また、正味財産増減計算書の中で、収入は約 3,000 万円増加しているが、事業人件費をみると、約 1,500 万円減少している。仕事は増えたが、賃金は減ったということのように見えるが、実際はどうだったのか。

事務局

現在の利用者満足度調査は、利用者の方に紙のアンケートを差し出して、直接記入してもらうかたちで行っているのですが、どうしても人と人の接触が避けられない。これについては、事務局でも議論を重ね、コロナ禍における非接触型アンケートの採用を検討したところである。現在、会社のホームページ作成に御協力いただいた業者と相談しているところである。

正味財産増減計算書での収入は、市等との年間契約となっており、委託契約にしたがって入金される。一方、支出である事業人件費は、施設の休館や時短等の影響を受けて減少した結果となった。

(2) 【決議事項】

議案第 2 号 一般財団法人調布市市民サービス公社監事候補者名簿について

事務局から次のとおり説明を行った。

令和 3 年 3 月 31 日付けで小林監事が退任したことから、その後任に今井 隆司（いまい りゅうじ）氏を監事候補といたく御提案いたします。任期は令和 6 年 5 月開催予定の定時評議員会までとなります。候補者の詳細は、候補者名簿を参照願います。

[結 果]

議案第 2 号 一般財団法人調布市市民サービス公社監事候補者名簿について、
原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

監事候補者 今井 隆司

[質疑等の要旨]

なし。

(3) 【決議事項】

議案第 3 号 評議員会及び理事会の招集権者の順序について

事務局から次のとおり説明を行った。

評議員会及び理事会の招集権者である理事長が欠けた時の招集権者の順序については、第 1 順位として「小柳理事」、第 2 順位として「北川理事」を御提案いたします。

[結 果]

議案第 3 号 評議員会及び理事会の招集権者の順序について、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

[質疑等の要旨]

なし。

(4) 【決議事項】

議案第 4 号 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定の締結について

事務局から次のとおり説明を行った。

先月の理事会で報告させていただいたように、市の監理団体としての責務や多くの市民が日々利用している身近な施設を数多く市に代わり管理していること、施設で働く方の多くは市民であり、地域への貢献を目的に働いている方が多数いることなどに加え、地域に貢献することは公社理念とも一致することから、積極的にこの分野で市へ協力すべきと考えています。ただし、災害現場で躊躇なく適切に対応するためには、様々な取り決めや事前準備が必要となります。その第1歩として、「基本協定」を市と締結したく提案いたします。なお、既に監理団体ではゆうあい福祉公社が締結済みであり、他の監理団体も締結に向け準備を進めていると伺っております。

なお、「基本協定」締結後は各施設の所管部門と協議を進め、施設ごとに詳細な覚書を締結する予定としております。

続いて、村上行政改革担当課長から本協定に関する調布市の考え方について、次のとおり説明を行った。

監理団体につきましては、市の重要なパートナーとして、事業活動を行っていただいております。その中で災害対応につきましては、令和元年の台風19号の経験から避難所の迅速な開設、避難者の受入れ等市に課題が出てきており、この点において施設の管理運営を行っていただいている監理団体とさらに連携を強化する必要があると考えています。本協定を締結する理由としては、現状では、災害協力に関する根拠が明確になっていないこと、災害が発生した時の役割分担が明確になっていないこと、協力する団体職員の待遇が明確になっていないことが挙げられ、効果的な活動が見込めない状況となっていることから、

災害時に市が必要とする活動を明確にし、監理団体に連携協力を求めていくために協定を締結するものであります。本協定は、災害時の対応への協力に関する基本的な部分を内容とし、個別具体的なことは、覚書で決めていく予定となっております。

[結 果]

議案第4号 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定の締結について、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

[質疑等の要旨]

理事 この協定を締結することによって、公社は、具体的にどのような災害協力を行うのか。

事務局 その内容については、協議中である。市から求められているのは、地域福祉センターでは、避難所として開設する場合の開館作業と避難者を受入れる場合の受入補助であり、国領駅南口市営駐車場では、災害時要支援者の車両の受入れである。

理事 協定書の第8条に万が一協力した者が亡くなった場合の補償に関することが記載されているが、災害協定では一般的な内容なのか。

事務局 災害協定を締結するにあたり、災害補償規定は標準的なものである。

理事 万が一のことを決めておくことは良いことであると思う。

事務局 災害はいつ起こるかわからない中で、当然、人災も想定する必要がある、災害補償規定は重要であると考えている。

理事 市が多くの関係団体と災害協定を結ぶ際の統一的な様式である。どういった協力をすればよいのかが決まっていな中では、あらゆる想定をしなければならない。災害補償規定は、万が一のために、規定せざるを得ないものである。市民のために、公社の職員が協力していただくために、安心してもらうための規定と考えられる。

理事 令和元年の台風19号によって、市は、市制施行以来初の避難勧告を発令した。災害時の対応も経験したことのない状況となった。特に避難所開設の経験からいろいろな課題が出てきた。公社は、災害時の協力を通じて、多くの市民の安全を確保し、存在意義をより一層高めて行って欲しい。これから、個別具体的なことは、覚書で詰めていくことなると思うが、十分にシミュレーションをして災害に備えて欲しい。

理事 令和元年の台風19号には、早急に避難所開設が行われ、障がい者の皆さんから私のもとに助かったという声が多く寄せられた。障がい者の方は、大勢人がいるところが心配である。避難所生活は過酷で症状を悪化させる可能性や、環境変化によりパニックとなり、その家族も含め、他の人の迷惑とならないかと不安と感じてしまうことも考えられる。そのため、障がい者の保護者は、避難所に行かないという選択をする人もいる。障がい者が避難しやすい環境を整えていただくことも併せて考えていただけるとありがたい。

理事 協定書第2条に職員の応援派遣に関する項目があるが、これは誰

を指しているのか。

事務局 公社職員全員である。

(5) 【決議事項】

議案第 5 号 令和 3 年度一般財団法人調布市市民サービス公社定時評議員会の
招集について

事務局から次のとおり説明を行った。

お手元の資料のとおり、来る 5 月 11 日（火）午後 1 時 30 分より、調布市役所 5 階特別会議室にて開催させていただきたく提案いたします。議題は、先程承認いただきました「令和 2 年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業報告及び決算」他 1 件の決議及び「中期経営計画の進捗状況について」他 2 件の報告をするものです。

なお、監事による監査報告が必要なため、内山監事の出席もお願いいたします。説明は以上となります。

[結 果]

議案第 5 号 令和 3 年度一般財団法人調布市市民サービス公社定時評議員会の
招集について、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

[質疑等の要旨]

なし。

(6) 【報告事項】

報告第 1 号 一般財団法人調布市市民サービス公社中期経営計画令和 2 年度下半期進捗状況等について

事務局から次のとおり説明を行った。

先程の令和2年度の決算書でも触れさせていただきましたが、1年間を通して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた取組が複数ありました。資料では、取組評価欄に横線が表示してある利用者満足度調査・接遇研修、各種就労体験、地域行事等への参加については、進めることはできませんでした。このように取組に制約を受ける中ではありましたが、公社からの提案により年度途中や令和3年度から新たな事業を2件受託しました。他に受託事業に関する取組の検証におきましては、QC委員会を活用して主要事業の年間業務をスケジュール化し重複業務の同期化を図るなど効果的・効率的に事業を進めるべく取組を開始しました。

なお、2年間が終了した時点であり指標状況については評価できませんが、地域や団体との連携を除いては、到達点に向け進んでいると認識しております。

ただし、就労体験などの受入れは公社でコントロールできるものではなく、令和3年度も市内の中学生の職場体験は中止との連絡がありましたことから難しい状況が続いております。

[質疑等の要旨]

理事 取組評価がほとんどAということは大変すばらしいと思う。一方でもう少し高い目標を持って良いと思う。中期経営計画の初年度から目標を達成しているものについては、現状として余裕があるように見受けられるので、目標以上の取組を期待したい。

事務局 この1年間あまり進んでいない計画もあるので、御意見を含め、

鋭意努力したい。

(7)その他

- ・令和2年度の予算補正について

事務局より次の報告を行った。

3月に行いました事業計画の変更を伴わない予算の補正について、本日お手元に配付いたしました資料をもとに私から御説明いたします。

今回御報告する補正は番号31から52までで、効果的・効率的な事業運営を行うことを目的とし、支出科目間での予算の組替として22件の補正を行っております。補正内容の詳細につきましては資料に代えさせていただきます。説明は以上となります。

[質疑等の要旨]

なし。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後2時32分に閉会した。

一般財団法人調布市市民サービス公社

令和3年度第1回臨時理事会議事録

1. 開催日時 令和3年10月29日（金）午後1時30分

1. 場所 調布市役所5階 市長公室

1. 理事総数 6名

1. 出席理事数 6名

1. 出席理事（理事長）島田 尚（議事録作成者）

出席理事 北川 秀秋

出席理事 箕輪 久子

出席理事 小柳 栄

出席理事 田波 利明

出席理事 八角 千里

出席監事 内山 治彦

出席監事 今井 隆司

1. 当日の配付資料

令和3年度一般財団法人調布市市民サービス公社補正予算

1. 議事の経過の要領及び結果

定刻に至り事務局より開会の宣言があり、定款第32条に基づき議長となった理事長島田尚は、挨拶の後、本日の理事会は、定款第33条に定める定足数を満たしたので有効に成立する旨を告げ、定款第37条第2項に基づく議事録署名人

は理事長島田尚，監事内山治彦及び監事今井隆司であることを確認し，議案の審議に入った。

(1) 【報告事項】

報告第2号 令和3年度上半期理事長の職務執行状況について

理事長から次のとおり報告を行った。

まず初めに法人運営に関する事項です。

1. 令和2年度の中期経営計画の実績をホームページで公表するとともに，令和3年度の計画を踏まえて取組を推進いたしました。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，市等と連携を図り，施設等の貸出停止や休館，業務の縮小等の措置を行いました。また，事務局では，事務所内での換気の徹底に加え，テレワーク勤務も併用いたしました。

3. 受託施設等の勤務者で，勤務時間縮小などの影響を受けた職員には，国の制度である「休業支援金・給付金」を事務局にて取りまとめ申請を行いました。具体的には，第2回申請令和3年1月から5月分対象の73人分，第3回申請令和3年6月から8月分対象の5人分でございます。ちなみに，第1回申請は昨年の4月から6月対象の96人分でございます。また今後ですが，第4回申請を行う予定でございます。

続いて，事業運営に関する事項です。

1. 市民サービス事業・管理運営事業を市等から受託し，所管課や協力事業者等と連携しながら効果的・効率的に業務を実施いたしました。一方，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，市等と連携を図り，受託施設等の利用停止や

休館、業務の縮小等の措置を行いました。

2. 環境政策課から受託している喫煙防止対策事業において、これまで蓄積したホットスポット、日常的に喫煙がされている場所を落とし込んだ地図を作成し、市及び公社内で情報共有を図りました。

3. 自転車等駐車場事業における暫定自転車等駐車場、これは無料の駐輪場ですが、今後の運用について、所管課である交通対策課に有料化又は閉鎖の提案を行いました。

4. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、夏季における市民プールは開催が見送りとなりました。なお、予約システムの開発・準備等は予定通り行いました。

5. 市教育委員会主催の中学生の職場体験の実施は見送られました。また、ちようふ若者サポートステーションからは、就業体験希望があり、2名の面談を行いましたが、緊急事態宣言の発令が続いたことにより実施できませんでした。解除後、再度設定することとなりました。

続いて、令和2年度決算事務です。

過年度の報告などを踏まえ、よりわかりやすい決算資料の取りまとめを指示いたしました。

続いて、中期経営計画に関する取組の推進です。

中期経営計画に位置づけた取組の推進を指示いたしました。

最後に新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた、事業運営を行うよう指示いたしました。報告は以上となります。

[質疑等の要旨]

監事 法人運営に関する事項のところだが、昨年度、勤務時間の短縮等の影響を受けた臨時職員等に関して、国の制度である休業支援金・給付金を利用して、賃金の減少を最小限に抑えたことについては、市民雇用を重視している監理団体として、非常に適切な対応だったと認識している。今年度も同制度を利用して申請を行っているようであるが、その背景について聞きたい。

事務局 今年度はほぼ1年を通して緊急事態宣言が発令されていた。昨年の第1回申請時は勤務時間の短縮等の影響を受けた職員が100人弱いたが、今年の第2回申請時は70人余ということで、給付対象者は若干減少した。公共施設に関しては、開設時間の短縮、特に夜間の利用を制限したことから、これに伴って勤務時間を短縮した。73人分の5か月分の申請を行い、全体で700万円弱、1人当たり約9万5,000円の給付を受けた。今後第3回申請を予定しているが、青少年交流館の臨時職員のみが対象となる予定である。

監事 適切な対応が今でも続いていることが確認できた。

もう1点質問であるが、事業運営に関する事項の中で、暫定自転車等駐車場に関する今後の運用について交通対策課に提案したとあるが、提案内容について教えて欲しい。

事務局 自転車等駐車場に関しては、受益者負担の観点から有料化が進められている。市内には暫定自転車等駐車場が4か所あり、有料化3

か所，閉鎖1か所の提案をした。暫定自転車等駐車場のほとんどは借地であり，この点で公社側からの希望が必ずしも通るわけではないが，現場を担う者の意見として交通対策課に伝えている。このような取組によって，市民の皆様が使いやすい駐車場のあり方を模索している。

監事 市としては，現場サイドの声を届けてくれることについてありがたいと思っている。閉鎖の提案についてももう少し具体的に聞きたい。

事務局 西調布の高速道路下にある駐車場。ここには主にオートバイが置かれているが，一時的な利用というよりは，長期駐車を目的とした利用が多く見られ，駐車場の設置目的に反することから，閉鎖の提案を行った。

理事長 この西調布駅北自転車等駐車場は，西調布駅から甲州街道に突き当たったところにある。

理事 暫定自転車等駐車場のあり方について，公社から市側に提案があった。事例にあった西調布駅北自転車等駐車場については，ネクスコ中日本が高速道路の耐震補強工事をする関係で，駐車場を閉鎖せざるを得ない状況である。現在，代替の駐車場を探しているところであるが，そこを有料化するか否かを検討しているところである。単純に暫定自転車等駐車場を有料化するということではなく，「利用しやすい」ということを念頭に，実態を踏まえて考えているところである。

監事

総務委員会等で公社の存在意義が問われている中で、市議会議員の方から単に事業を受託し、それをこなすだけでなく、より効果的な取組ができないものかという御質問があった。

今説明を受けた内容は、これに対する回答としての好事例である。

理事

市民プールのネット予約は来年度からできるようになるのか。

事務局

市がネット予約システムを活用するのであれば、来年度から使える。

理事長

今年度、プールが開設されていれば、このシステムが導入される予定であった。

理事

どのような利用方法になるのか。

理事

ネット予約システムについては、コロナウイルス感染防止対策と熱中症対策の両立を図りつつ、市民の皆様がプールを安全に利用していただくためにはどうしたらよいかという観点で検討した。過去のデータでは、多いときには、1日2,000人程度の来場者があり、プール内が密にならないようにするための対策は必須であると考えている。そこで、ネット予約システムの運用によって、1日の来場可能人数を設定し、密防止対策を行うことを考えている。また、従前の券売機による運用は、長蛇の列を作ってしまうことがあり、入場の効率を下げていた。さらに、炎天下に長時間、場外で並ぶことによって熱中症の発生リスクが高まっていた。このような諸問題を解決するために、ネット予約システムは必要であろうと考えた。

来年度、プールが開設されればネット予約システムを活用することになる。

理事 とても良い取組だと思う。

理事 パソコンだけでなく、スマートフォンでも予約可能なシステムか。

事務局 はい。

理事 このネット予約システムの開発経費は誰が持ったのか。

事務局 システム開発は、スポーツ振興課との委託契約の中で行ったものであり、その委託料で開発を行った。

理事 ネット予約システムの開発を含めて受託したという理解でよいか。

事務局 はい。

理事 ネット予約システムの仕様は誰が考えたものか。

事務局 仕様については、スポーツ振興課と何度か協議を重ねて決定した。仕様の基本部分については、スポーツ振興課が決めている。その他の部分については、協議によって決めている。

理事 ネット予約によって受付番号等を得て、それを窓口に表示することによって入場するという事によろしいか。

事務局 はい。

理事 入場料の決済はどうなるのか。

事務局 窓口で予約を確認し、券売機でお支払いいただく。

理事 公社の役割としては、市所管課の意見を取りまとめて仕様に反映し、業者に発注することだと理解したが、業者選定はどのように行

ったのか。

事務局 選定した事業者は、公社のホームページを作成した協力事業者であり、その実績を踏まえてお願いした。色々提案をいただけたことにより、この事業者を選定した。

理事 委託金額は。

事務局 127万円余となっている。

監事 予算については、4か月でどの科目も概ね3分の1程度の執行となっているが、人件費だけ執行率が低い。なぜか。

事務局 期中は現金主義となっており、臨時職員の賃金が月末締め翌月20日払いとなっていることから、1か月遅れて計上される。その関係で執行率は、予定よりも低い状況となっている。

監事 7月までに3か月分が計上されているということか。

事務局 そのとおりである。

(2)【報告事項】

報告第3号 一般財団法人調布市市民サービス公社中期経営計画令和3年度上半期進捗状況等について

事務局から次のとおり説明を行った。

令和3年度は4年計画の3年目まで進捗したところであります。最終年度の令和4年度末達成として掲げた経営目標は、「高い信頼性・透明性を備え、市からの受託事業をとおして地域社会の発展に貢献する法人」の確立であります。

お手元の資料をお願いいたします。資料のとおり、経営目標を達成するために

3つの視点を踏まえ、11の項目に取り組んでいます。本資料では、今年度の取組計画、上半期取組状況、過年度の指標状況等を記載しています。なお、過去2年間の詳細につきましては、公社ホームページで公開しております。

さて、今上半期も、市等からの受託事業を実施する中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めることに加え、本計画に取り組みました。

まず、取組として実績を残せたものは、受託事業におけるサービス向上・充実・効率化の推進の視点、1段目の受託事業におけるサービス向上・充実の取組項目、取組計画2行目では、受動喫煙防止対策事業において、過去2年間の活動成果を踏まえ、駅ごとに、ホットポイント図を作成し、市及び協力事業者含め公社内で情報共有を図りました。今後これらの情報をベースに喫煙禁止路線外等の対策を含め検討していく必要があると認識しています。また、2段目の受託事業における効率化の推進の取組項目、取組計画1行目の自転車等駐車場における暫定駐車場の今後の運用について事業所管課に有料化等の提案を行いました。4か所残存した暫定駐車場は、借用用地の契約内容など、それぞれ事情があることから、事業所管課と密に情報共有を図って対応してまいります。

一方、地域貢献の推進の視点や組織の活性化の視点では、受動的な取組が多いことなどから、際立った成果は残せませんでした。昨年に続き、市教育委員会の事業である中学生の職場体験は中止となりました。また、地域との様々な連携の検討などは進めることはできませんでした。そのような中で、ホームページやツイッターを活用した情報発信に努め、理事会・評議員会議事録や職員採用情報等の配信を適宜行いました。

下半期においては、昨年度見送りとなった利用者満足度調査の実施や地域・団体等との連携の検討を進めてまいります。

[質疑等の要旨]

理事 利用者満足度調査の実施を検討されているようであるが、現在考えている対象や手法について教えて欲しい。

事務局 今年度は市民サービス事業に係る利用者満足度調査を行う予定である。例えば、会計課窓口や市民課窓口にて行う予定である。中期経営計画に基づき、4年間は同じ内容の調査を行う。期間は2週間程度で、約300人に対しアンケートを行う予定となっている。昨年度はコロナ禍で、施設管理運営事業についての調査はできなかったが、今年度は、種々のコロナ対策を講じながら市民サービス事業についての調査を実施する予定である。

理事 調査は、例年通り、窓口における調査票への記入方式となるのか。

事務局 そのとおりである。市民の皆様が窓口を利用された時にアンケートのお願いをする。

監事 地域貢献については、受託事業の範囲内で考えなければならないという制約がある中で、能動的な取組みを期待しており、それに応じた人材育成を行うことが望ましい。受託の範囲内やコロナ禍というような公社を取り巻く環境の中で地域貢献に係る成果を出しにくいことはわかるが、それでも様々なアイデアを出し合い、実現していく必要がある。

私は毎朝、駅前の駐輪場を通過して通勤しているが、管理員の方から挨拶される。市民の皆様に対してこういった積極的な挨拶を行うことでさわやかな印象を与えることができ、公社にとってメリットがあると思う。また、駐輪場内を頻繁に掃除している光景も見られ、施設の清潔を保っている様子がわかる。市民の皆様気持ちよく利用してもらいたいという意思が伝わる。

事務局 駐輪場の機械化が進んで、管理員に手待時間が増えたことから、清掃等を行ってもらっている。細かいところの清掃は、福祉作業所等連絡会に委託している。

監事 管理員の方は植え込み等のゴミも拾ってくれている。とても良いことだと思っている。

理事 公社の障がい者の法定雇用率は何パーセントなのか。また何人雇用しなければならないのか。

事務局 公社の法定雇用率は2.3%であり、障がい者1人以上の雇用が必要になる。現在、事務局において障がい者1人を雇用しており、法定雇用率は達成している状況である。

理事 達成状況はわかった。法定雇用率をさらに上回るように、障がい者雇用を進めていただきたい。

また、自立困難な若者の就職支援もさらに進めて欲しい。ちょうふ若者サポートステーションとの連携を通じて、地域貢献の推進に尽力して欲しい。

理事 女性職員割合の維持が目標に掲げられているが、目標値について現状と2022年度末との関係について説明願いたい。

事務局 中期経営計画では、2022年度末において、職員全体の市民雇用率86%以上と事務局勤務を除く市民雇用率90%を目標値として掲げている。この市民雇用の促進という大きな取組の中で、積極的な女性の雇用を進め、その取組目標値として30%以上を設定している。現在の女性雇用率は、42.7%である。

(3)【報告事項】

報告第4号 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定及び覚書の締結と今後の課題について

事務局から次のとおり説明を行った。

災害協定書及び個別覚書締結までの経過については、理事会に報告してきたところですが、協定書及び覚書締結を踏まえた今後の課題等について報告いたします。

資料の2項に取り纏めましたように、主体は市であります。公社の協力の有効性を担保するために、3つの視点において、早急に市と共有化を図るべきと認識しております。第1に、実際の災害を想定したシミュレーションや業務分析が挙げられます。ここでは、如何に想像力を含まらせて被害想定に対応した業務分析ができるかが重要となってきます。第2に、連絡網や体制構築です。災害発生時には、第1義的には市役所内に災害対策本部が立ち上がりますが、呼応して公社事務局内に対策本部の速やかな立ち上げも必要となります。第3に、訓練であ

ります。第1や第2で構築した内容をトライ&エラーを繰り返しながら有事の際に、速やかに行動に移せるように準備してまいります。

なお、資料の3項に主に公社内で解決すべき課題の詳細を纏めております。個々の施設での転用用途が異なっており、その用途に応じた業務の習得が重要であると認識しております。

[質疑等の要旨]

監事 地域福祉センター等は、福祉避難所として指定されている。速やかに避難所を開設する場合に、施設に精通した職員が現場にいることは重要である。そういった点で、この協定を締結したことはとても有意義だと思う。そして、災害時に迅速な行動ができるよう日頃から訓練等を行うことは大切である。市民雇用を別の角度から見ると、施設の近隣に住んでいる職員が多ければ、災害時参集が迅速に行える。

理事 国領駅南口市営駐車場に関して、車両により避難する市民の皆様の誘導をスムーズに行うために、施設に精通した職員が現場にいることが重要である。協定締結後、さっそく市及び関係各所と合同訓練を行ったようであるが、その際に何か課題は生じたか。

事務局 合同訓練では、避難誘導のシミュレーション等を行った。課題として挙げたのは、公社の職員とすこやかの職員との連携である。また、市からの指揮命令系統が明確でなかったことが挙げられる。

理事長 私も合同訓練に参加した。机上で考えられることには限界がある。

実際に訓練を行うことで様々な課題を抽出した。現場の職員からは、入場車両の選別や多くの車両が押し寄せた場合の誘導が非常に難しいとの意見があった。現場が混乱しないように具体的な行動マニュアルの作成は急務であると感じた。訓練を繰り返すことによって課題を一つずつ解消していく必要がある。

理事

地域福祉センターの避難所開設は、市の職員だけでは困難であることから、施設に精通した職員のノウハウは必須である。地域福祉センターは福祉避難所として開設することになっている。要配慮者に対しては、特に手助けが必要であることから、災害時に具体的な行動ができるように確認する必要がある。また、現場の職員との連絡体制についても、災害時に混乱が起きないように確認してもらいたい。さらに、風水害のような予測できる災害の対応と地震のような予測できない災害の対応に違いはあると思うので、ケースに応じて細かく行動手順を確認してもらいたい。

理事長

下石原地域福祉センターと染地地域福祉センターは、洪水浸水想定区域にあるので、多摩川氾濫の危険性がある時は住民避難用バスの拠点となる。

理事

一から災害対応のマニュアル等を作成するとなると、ハードワークになるのではないか。市の方で災害対応マニュアル等があれば、それを参考にして作成することが良いように思うがいかがか。

事務局

市にあるマニュアル等を参考にしたいと思う。災害はいつ起こる

かわからない中で、マニュアル作成等に多くの時間を掛けていただけない。

理事 市には市内小中学校等における避難所運営マニュアルがある。これに基づき、一般の方、要配慮者、ペット同伴者等を想定して避難所運営訓練を行っている。市に蓄積されたノウハウを公社に提供したいと考えている。

理事 災害協定は、公助、共助の観点から締結されたものであるという理解でよいか。

事務局 そのとおりである。公社の責務として災害協力する。

(4)【報告事項】

報告第5号 収納金等収集業務について

事務局から次のとおり説明を行った。

現在、公社では例年どおり、次年度の公社経営に不可欠な補助金や事業実施に要する事業費の要求を市等に対し行っているところです。そのような中で、お手元の資料に取り纏めましたように、収納金等の収集運搬業務については、大幅な変更をせざるを得ない状況となっております。公社では、施設の管理運営事業を大きな柱として、多種多様な施設の管理をしており、利用者から施設利用等の際に、受付窓口や精算機などで使用料等の収納を受けております。収納された使用料等は、ほぼ毎日、警備会社の専用便で収集・運搬され、精査の上、公社銀行口座へ送金されております。公社事務局では、各施設での収納報告書等と公社銀行口座へ送金された金額との精査を日々おこない、月単位で市へまとめて送金しております。

す。その取扱額は年間で約3億円程度となります。

しかしながら、令和4年度からは、警備会社の専用便を使用することは、現実的ではなく、公社輸送部隊と警備会社混載便とのハイブリッド方式で準備を進めていくこととしております。資料のイメージ図を御覧ください。Aパターンを4月からスタートし、10月にはBパターンまで公社輸送部隊の1次収集範囲を広げてまいります。この方式を取ることで、資料の3項必要経費比較にありますように、令和3年度比較で約300万円余の増額までで経費を抑えられる見込みとなっております。

ただし、資料の6項実施までの課題と対策一覧にありますように、この下半期で全ての課題をクリアしていく必要があります。現時点で、警備会社が専用便で行っている方式と比較すると、組織・体制・人材・装備等が大幅に劣っているところですが、1つ1つの作業に対してトライ&エラーを積み重ねながらスムーズに開始できるように公社一丸で準備を進めてまいります。

[質疑等の要旨]

理事 平たく言うと、現在の委託業者から来年度の見積りを取ったら、かなり高額な委託料を提示されたので、他の業者をあたってところ、請け負いたいという業者がおらず、やむを得ず公社が自前で行うことになりそうだという話か。

事務局 そのとおりである。今年度の委託料が約1,500万円であるところ、来年度は4,500万円という見積りが提示された。これをそのまま市に予算要求しても実現は困難であることはわかるので、公社ができ

るところは自前でやる，どうしても専門的なノウハウが必要なところは業者に任せようという考えに至った。

理事長 複数の業者から見積りを取った結果，この結論に至ったということですね。

事務局 はい。収納金等収集業務委託については，3年に1度，見積合わせを行っている。3年前から他の業者からは，4,500万円程度の見積りが提示されていたので，現在の委託業者から受注を断られたら大変なことになるなど考えていたが，現実になってしまった。

理事 その話だと，市場価格として4,500万円はおかしくないということになる。そうだとすると，あとはやはり市と相談するしかないのではないか。

事務局 4,500万円は市場価格であると理解している。見積りをお願いしても辞退する業者もいる。収納金等収集業務に関する仕様を見直し，さらなる効率化を図るため，行政経営部と協議している。

理事 今後は，キャッシュレス決済を検討する必要があると思う。

事務局 機械式駐車場は，交通系ICカードによる決済ができるようになっているが，依然として現金決済の利用者も多い。

理事 公社が収納金等の収集をメインビジネスと考えているのであれば，何とかしなければならない。

事務局 はい。私たちがやらなければならないことだと思う。

理事 公社が自前で収納金等の収集を行うにあたっては，特に安全面を

重視して欲しい。

事務局 収納金等の収集する際のリスクを丁寧に分析していきたいと考えている。

理事 資料の A パターンと B パターンの説明をもう一度お願いしたい。

事務局 A パターンは 4 月から 9 月までの業務の流れである。駐輪場の使用料の収集を自前で行い、事務局に設置する入金機に入金する。業者は地域福祉センター等を巡回し、使用料を収集する。業者は、最後に事務局に来所して、入金機に入った駐輪場の使用料を収集する。その際、業者は駐輪場のつり銭準備金を公社に渡す。公社の輸送部隊は、収納金を収集する際に、つり銭を補充する。収集方法で言えば、駐輪場の方が難しい。4 月から 9 月まではまず駐輪場の収集業務をしっかりと行いたいと思っている。A パターンを固めたあと、10 月からは、B パターンにあるように自前で地域福祉センター等すべての施設の収集を行う予定である。

理事長 いずれにしても、初めての試みであるので、シミュレーションを重ねて、安全第一で行っていききたいと思う。収納金収集業務を自前で行うことは、公社にとって、存在感を示すチャンスだと思うので、前向きに行っていききたいと思う。

監事 キャッシュレス決済化を検討したことはあるのか。事業計画や設備投資計画があるなら教えて欲しい。

事務局 キャッシュレス決済化に関する事業計画はない。市の考え方に依

拠している。

事務局 駐輪場ではキャッシュレス決済化が進んでいる。公共施設においては、今後キャッシュレス決済化が進むかもしれないが、だからと言って現金決済がなくなることにはならないと思う。キャッシュレス決済化の協議は、市所管課と進めていきたいと思う。

監事 キャッシュレス決済化にどのくらいの費用がかかるのかに関心がある。議案を検討する上では、そのあたりの資料があると良い。

理事 駐輪場を新規に開設する際は、キャッシュレス決済を導入している。社会の流れがキャッシュレスの方向に向いているように感じるが、それでも現金決済がゼロになることはないと思う。市としても様々なタイミングを見て、利用者の皆様の利便性向上を図っていきたいと思う。

(5)その他

- ・令和3年度の予算補正について

事務局より次の報告を行った。

4月から9月までの間に行いました事業計画の変更を伴わない予算の補正について、本日お手元に配付いたしました資料をもとに御説明いたします。

今回御報告する補正は番号1から13までで、効果的・効率的な事業運営を行うことを目的としまして、支出科目間での予算の組替として13件の補正を行っております。補正内容の詳細につきましては資料に代えさせていただきます。説明は以上となります。

[質疑等の要旨]

理事 予算の補正に関する報告についての考え方を教えて欲しい。

事務局 事業計画の変更を伴わない予算の補正については、理事長の専決処分が認められている。公社の規程上、理事長の専決処分によって予算の補正をしたときは、直近の理事会に報告しなければならないこととなっている。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後3時10分に閉会した。

一般財団法人調布市市民サービス公社

令和3年度第2回通常理事会議事録

1. 開催日時 令和4年3月28日（月）午後1時30分

1. 場所 調布市役所5階 特別会議室

1. 理事総数 6名

1. 出席理事数 6名

1. 出席理事（理事長）島田 尚（議事録作成者）

出席理事 北川 秀秋

出席理事 箕輪 久子

出席理事 小柳 栄

出席理事 田波 利明

出席理事 八角 千里

出席監事 内山 治彦

出席監事 今井 隆司

1. 当日の配付資料

(1)理事会次第

(2)議案第7号

(3)議案第8号

(4)令和3年度一般財団法人調布市市民サービス公社補正予算

1. 議事の経過の要領及び結果

定刻に至り事務局より開会の宣言があり，定款第32条に基づき議長となった理事長島田尚は，挨拶の後，本日の理事会は，定款第33条に定める定足数を満たしたので有効に成立する旨を告げ，定款第37条第2項に基づく議事録署名人は理事長島田尚，監事内山治彦及び監事今井隆司であることを確認し，議案の審議に入った。

(1) 【決議事項】

議案第6号 令和4年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業計画及び
一般会計収支予算について

事務局から次のとおり説明を行った。

1 ページ目の基本方針は，令和元年度からの中期経営計画の最終年度となることから，これまでの取組実績を踏まえた課題を整理し，引き続き，公社の存在意義を高めていくことにしています。取組の中心となる視点は「受託事業におけるサービス向上・充実，効率化の推進」，「地域貢献の推進」，「組織の活性化」の3点であり，最終目標である「高い信頼性・透明性を備え，市からの受託事業を通して地域社会の発展に寄与する法人」の達成を目指してまいります。併せて新たな目標を設定し，令和5年度からスタートする次期中期経営計画を策定してまいります。なお，新型コロナウイルス感染症に関しましては，基本的感染症対策を継続しつつ，市や関係団体と連携を密にして事業運営を行ってまいります。

2 ページから4 ページに基本方針に基づく取組を記載しております。まず

(1) の受託事業におけるサービスの向上・充実，効率化の推進の視点では，

引き続き受託事業における創意工夫や提案等に積極的に取り組むとともに効率化や適切な事務処理に努めます。これらの取組を進めつつ、事業所管課等と連携しながら新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、市との災害協定を踏まえ、対象施設での訓練や備蓄品の準備などに取り組めます。(2)の地域貢献の推進の視点では、市民雇用や障がい者の就労支援等の公社の設立目的を踏まえた重要な取組を進めてまいります。なお、コロナ禍で就労体験などの受入が難しい状況となっていますが、受入時期の分散化や受入業務の選別等の工夫をしてまいります。(3)の組織の活性化の視点では、公社の認知度向上に向けて、ホームページや新たに運用開始されるプールの予約システムの活用その他、調布市見守りネットワークや市との災害協定を踏まえた地域との連携、組織の要である職員のスキルアップ・意欲向上に加え、良好な職場環境の維持に努めてまいります。

4ページから9ページまでは12の市民サービス事業の実施方針となっております。予算額は、市との契約予定額であり、総額8千927万円余で、前年度と同規模となっております。No. 7やNo. 8のメール事業やNo. 9のこのころの健康支援センター事業におきましては、従来通り、調布市福祉作業所等連絡会と連携を図ってまいります。9ページから15ページは9の管理運営事業で、予算額は5億1千98万円余で、昨年度から3千369万円余の増額となっております。主な要因は、No. 9のふじみ交流プラザ事業を新たに市から受託したことによるものです。なお、10月開催の理事会にて報告いたしました収納金等の収集業務に関しましては、急ピッチで準備を進めた結果、令和4

年4月より全ての施設で公社独自の輸送部隊をメインに警備会社の混載便を加えてスタートする予定としております。このことから当該業務の経費につきましては、従前と同規模で実施可能と考えております。

最後に、御説明した事業計画を実行するための収支予算書を説明いたします。収入面では16ページ中段より少し下の35行目の「事業活動収入計」は、6億9千172万円余で前年度と比較し3千953万円余、率にして6.1%の増収となっています。その主な要因は、先ほどの説明のとおり主に管理運営事業での新規事業受託に加え、補助金の増額によるものとなっております。補助金につきましては、17ページの4行目の「管理費支出」の全額8千831万円余と30行目の「財務活動支出計」の内315万円余が該当しますが、主な増加要因は新たに管理職を任命することによる5行目の「管理人件費支出」増と就業システム更新による12行目の「管理事務費支出」増となっております。

説明は以上となります。

[結 果]

議案第6号 令和4年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業計画及び一般会計収支予算について、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

[質疑等の要旨]

理事 7ページの都庁メール事業についてだが、ここには「令和4年度は、効率性を重視し、運搬日数が週4日に変更」と記載されているが、週何日から週4日に変更となったのか。

事務局 週5日から週4日に変更した。

理事 10ページの自転車等駐車対策事業についてだが、ここには「シェアサイクル事業は、令和3年度末で終了」と記載されている。終了した理由と今後のシェアサイクル事業はどのようなのか。

事務局 シェアサイクルに関する実証実験は、計画当初から令和3年度末をもって終了することが決まっていた。実証実験により一定の成果が得られたことから、令和4年度以降は、市と民間事業者が協定を締結し、本格的にシェアサイクル事業を開始することとなった。公社は、シェアサイクル事業から完全に撤退するというのではなく、市との契約の中で側面から支援していくかたちになる。

理事 実証実験の結果、良好な結果が得られたということか。

事務局 はい。市から一定の効果があつたと聞いている。

理事 市では、実証実験を3か年行った結果、利用実績、災害発生時のシェアサイクルの利用見込みや環境負荷の軽減のために不可欠であるとの理由からシェアサイクル事業は有用であるとの結論に至った。

シェアサイクル事業の本格的な導入に際しては、市と民間事業者が協定を締結することで事業を実施することに支障がないことがわかったため、令和4年度以降はそのようなかたちで進めるとともに、公社に対しては、シェアサイクル事業を側面から支援していただくかたちとなった。

理事 市内でシェアサイクルを利用している方を見ることが多くなった。

実証実験の結果、シェアサイクル事業が継続されることとなって安心した。

理事 令和4年度の予算については、今年度と比較して4,000万円増額となっており、事業拡大の様子がうかがえる。特に令和4年度からの新規事業であるふじみ交流プラザの事業計画内容を見ると、シルバー人材センターとの連携という記載がある。ふじみ交流プラザはシルバー人材センターの会員が中心となって行われるのか。

事務局 ふじみ交流プラザの運営の中心は、会社の職員が担うことになるが、一部をシルバー人材センターの会員の方をお願いする予定である。なお、本事業に関しては、10名程度の雇用を考えており、現在、民間媒体等を利用して人材募集を行っている。

理事 雇用に際しては、市民を中心に行っていくのか。

事務局 そのとおりである。調布市民の方の応募を期待したい。ただし、ふじみ交流プラザの場所が三鷹市との市境にあることから、三鷹市民の方からの応募も予想される。採用にあたっては、人物本位の選考となる。

理事 ふじみ交流プラザについては、市の施策との連動性が高いので運営主体を検討する中で、市の監理団体が行うことが望ましいと考えた。特に会社は、市民雇用や市民との協働を推進するという目的をもって活動している団体であるということや地域福祉センター等のコミュニティ施設の運営実績があること、また、会社に対する災害

時の地域貢献活動への期待から、ふじみ交流プラザの運営主体としてふさわしいと考えた。

質問であるが、令和5年度以降の中期経営計画の策定スケジュールや現時点で検討している取組等があれば教えて欲しい。

事務局

現計画を含め、過去2回の中期経営計画の経営目標は定性的・抽象的であった。現在の経営目標は、「高い信頼性・透明性を備え、市からの受託事業を通して、地域社会の発展に寄与する法人の達成」となっている。言葉の響きは良いが、この目標は、定性的で抽象的であり、多くの職員が共有・共感し、行動するまでに至らなかった。この経営目標を達成するための取組項目というものが、20以上設定され、半数以上が定量的な数値目標であったことから、取組項目が目標化してしまい、主と従が逆転しているような状態になってしまっている。個人的には、これらの反省から次期の中期経営計画では、定量的な目標を設定し、取組項目が目標にリンクするように策定していきたいと考えている。第1次と第2次とは視点を変えて、経営目標は定量的にし、取組項目はその目標を実現するため具体的な施策にする。公社の全職員が共感するような目標にする。策定スケジュールについては、今後、市の企画経営課と協議したいと考えている。理事会や評議員会には、秋頃に報告し、最終的には令和4年度末の理事会に議案を上程したい。

理事

全職員が共感できるような中期経営計画を策定することは大事な

ことだと思うので、そのような計画の策定をお願いしたい。また、市の方でも令和5年度から次期の総合計画がスタートすることから、市の計画と公社の計画がうまく連動するようなかたちで整理されることを望んでいる。

理事 ふじみ交流プラザについては、三鷹市民と調布市民との交流、調布市の北部地域の行政サービスの向上等の観点からも市議会や地域住民から大いに期待されているところである。公社は、これまでの経験を生かしながら、施設の運営を行っていただきたい。

理事 中期経営計画を4年毎に計画することには何か意味があるのか。

事務局 市の総合計画とリンクさせている関係上、公社の中期経営計画も4年間となっている。

理事 4年というのは少し長すぎる感じがする。先ほど局長からお話があったように中期経営計画を進めている中で、計画に対する違和感が生まれたときに計画期間の途中で変更がしにくいのではないかと思う。もう少し機動的に計画を練り直せるスパン、例えば2年程度にしたほうが良いのではないかと思う。

事務局 理事からお話があったとおり中期経営計画を途中で見直すことはなかなか難しかった。なぜなら、公社の経営目標が取組項目に縛られていたからである。先ほど申し上げた通り、経営目標を定量的なものとし、取組項目を定性的なものとするれば、取組項目は1年毎に考えることも可能と考えている。

理事

計画期間については1つの意見に留めたいと思う。次期の中期経営計画の経営目標は定量的、つまり具体的な数字で示していくという方向性については良いと思うが、経営目標を定量的なものとした場合に、どのような数字を目標とするのか、また、どのような取組を設定するのか、さらに、定量的な目標を達成してしまった場合にその後はどうなるのかが問題となってくると思うので十分に議論する必要がある。

(2) 【決議事項】

議案第7号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
事務局から次のとおり説明を行った。

田波理事より来る3月31日に退任する旨の申し出がありましたことから、後任理事候補に「渡辺 直樹（わたなべ なおき）氏」を選任いただきたく御提案いたします。任期は前任理事の任期が満了となる令和4年度定時評議員会終結までとなります。なお、詳細は理事候補者名簿を御参照ください。

[結果]

議案第7号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について、
原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

理事候補者 渡辺 直樹

[質疑等の要旨]

なし。

(3) 【決議事項】

議案第 8 号 令和 4 年度一般財団法人調布市市民サービス公社第 1 回臨時評議員会決議の省略（書面決議）に関する目的事項の提案について
事務局から次のとおり説明を行った。

現下の様々な状況から、早期に評議員会を招集することが困難なため、評議員に書面による同意を求めたく、定款第 19 条に基づき評議員会の決議の省略をご提案いたします。決議の目的事項は、理事 1 名の選任であります。

[結果]

議案第 8 号 令和 4 年度一般財団法人調布市市民サービス公社第 1 回臨時評議員会決議の省略（書面決議）に関する目的事項の提案について、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

[質疑等の要旨]

なし。

(4) 【報告事項】

報告第 6 号 令和 3 年度下半期理事長の職務執行状況について
島田理事長から次のとおり報告を行った。

まず初めに執行事項等ですが、【法人運営に関する事項】 1、中期経営計画の各種の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこともあり、地域との連携の取組は計画に沿って進められませんでした。なお、市の事業である中学校の職場体験事業は、令和 2 年度に続き中止となりましたが、1 月 31 日

から2月10日までちょうふ若者サポートステーションから1名の就業体験受入を行いました。

2, 昨年6月に締結した災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定関連では, 対象施設となる国領駅南口市営駐車場や西部地域福祉センターで市と連携して災害を想定した訓練を行いました。

続いて, 【事業運営に関する事項】であります, 1, 市民サービス事業・管理運営事業を市等から受託し, 所管課等や協力事業者等と連携しながら効果的・効率的に業務を実施しました。一方, 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から, 市等と連携を図り, 夜間の施設の貸出短縮や業務の縮小などの措置を行いました。

2, 市民農園事業においては, 既存2農園に加え, 令和4年6月から利用可能となる3農園, 合計208区画を整備し, 募集を行った結果, 489通の応募があり, 抽選をした上で, 当落通知送付等の手続を行いました。ちなみに応募倍率は, 平均2.1倍で, 人気の高いところは4.07倍でした。

3, 市・事業者と実施しているシェアサイクルの実証実験については, 今年度で最終年度となることから, 三者で協議を行った結果, 令和4年度からは市・事業者で, 次のステップに進むこととなりました。今後は, シェアサイクル事業を補助する立場として, 公社は側面支援を行います。

4, 施設等で収納している使用料等の回収に関する業務においては, 現在まで警備会社に委託していますが, 令和4年度から更なる効率化を目指し, 現金回収は直営で行うこととし, 準備を進めました。

5, 調布市新型コロナ自宅療養者支援センターが実施する新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する見守り支援業務について, 2月1日に支援の協力について調布市と協定書を交わし, 2月4日から毎週月曜日から土曜日まで2グループ体制で物資を自宅までお届けいたしました。3月26日土曜日現在, 累計で38日間, 425件の支援対応をいたしました。

6, ふじみ交流プラザの運営準備のため, 現地視察等を行いました。

7, 新型コロナウイルス感染症拡大防止に注力しながら, 中期経営計画の内容を踏まえた事業運営の推進に努めました。

次に指示事項等ですが, 【令和4年度見積事務】仕様の見直しや業務手法の変更などにより, 市の財政支出を軽減できるように見積り策定するように指示しました。

【中期経営計画に関する取組の推進】では, 中期経営計画に位置づけた取組の推進を指示しました。最後に【その他】ですが, 新型コロナウイルス感染症に注意し, 手洗いやマスク着用, テレワークの推進等に取り組むよう指示しました。

報告は以上となります。

[質疑等の要旨]

理事 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する見守り支援業務について, 当初, 市の職員が行っていたが, オミクロン株による爆発的な感染拡大により, 人員不足等により対応が苦しい状況となり, 市も頭を抱えていたところ, 公社と連携させていただくことで難局を乗り切った。市内の地理に精通している公社のおかげで, 円滑な

支援が可能となったことを感謝している。

監事 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する見守り支援業務については、地域貢献ということで評価できる。いただいている資料には、その旨の記載がないので、取組実績をホームページ等で公表すべきだと思う。

(5)その他

- ・令和3年度の予算補正について

事務局より次の報告を行った。

10月から2月までに行いました予算の補正について、本日お手元に配付いたしました資料をもとに私から御説明いたします。

今回御報告する補正は番号14から38までで、効果的・効率的な事業運営を行うことを目的としまして、支出科目間での予算の組替として計25件の補正を行っております。補正内容の詳細につきましては資料に代えさせていただきます。説明は以上となります。

[質疑等の要旨]

なし。

- ・本会が最後の理事会となる田波理事から御挨拶をいただいた。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後2時22分に閉会した。